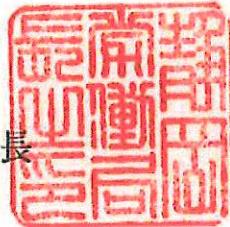




静労発基 0801 第 3 号
令和 5 年 8 月 1 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

全国安全週間中の本年 7 月 6 日に静岡市の橋梁建設工事現場において、橋桁が落下し、8 名の方が被災され、うち 2 名の方がお亡くなりになる重大な災害が発生しました。これを含め、静岡県内では本年 6 月 28 日から 7 月 27 日までの期間において、5 件もの労災死亡事故が発生しています。

このため静岡労働局では、「労災死亡事故多発警戒」を発令し、各労働基準監督署に対して、監督指導等の強化を指示したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、別添のリーフレットを活用いただき、死亡災害はもとより、全ての労働災害防止のため、適切な安全衛生管理を徹底されるよう要請します。

特に今年は、猛暑が続いていることや、熱中症による災害の発生も懸念されるところで、熱中症は死亡災害につながる可能性があることをご認識いただき、同災害の発生防止に万全を期していただくよう併せて要請します。



緊急事態！！

労災死亡事故多発中

直近約1か月において5人が死亡

令和5年6月28日から7月27日までの期間において、5件もの労災死亡事故が発生しています。（事故の詳細は裏面参照。）

静岡労働局では、このような状況を受け「**労災死亡事故多発警戒**」を発令し、より一層の労災死亡事故防止を呼びかけています。

事業主の皆さんにおかれましては、次の労働災害防止対策の実施状況を今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

労 働 災 害 防 止 の た め の チ エ ッ ク リ ス ト

①安全衛生管理体制について

- 事業場の安全衛生管理体制が整備されているか。
- 安全衛生管理者、作業主任者、職長等事業場の責任者から業務の遂行状況を報告させ、必要に応じ実施状況について指導ができているか。

②「5S」について

- 整理、整頓、清掃、清潔、しつけの「5S」について徹底^{てき}されているか。

③リスクアセスメントについて

- 職場に存在する多種多様な危険性又は有害性の特定ができているか。
- 特定した危険有害性をもとに、リスクの見積もりができているか。
- 見積もりしたリスクをもとに、リスク低減対策ができているか。

④日常的な安全衛生活動について

- KYT（危険予知訓練）やヒヤリハット活動が実施されているか。

⑤安全衛生教育について

- 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長教育等の各種教育が行われているか。

⑥健康管理について

- 作業前に体調不良等の異常がないことの確認ができているか。
- 労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施しているか。

《労災死亡事故状況詳細》

発生日	業種	年齢	発生状況
6月28日	土木工事業	70代	草刈り作業中に、手指を蜂に刺され、アナフィラキシー補助治療剤を使用したが、数日後に死亡した。
7月6日	土木工事業	50代	橋梁建設工事作業中に、箱桁橋が地上に落下し、橋脚の上で作業していた者2名が箱桁橋の落下に巻き込まれ、約9mの高さから墜落し死亡した。
		50代	
7月27日	土木工事業	70代	造成工事中、チェーンソーを用い、伐木作業を行っていたところ、伐倒木と共に倒れた他の木に挟まれ死亡した。
7月27日	金属製品製造業	30代	高温の薬品が入ったタンク内に墜落し、全身火傷を負い、死亡した。

○上記5人中8人が工事現場で死亡！！

建設業の安全対策に関してガイドライン等を公表しています。詳細は⇒



○5月～9月は、「STOP 熱中症クールワークキャンペーン」期間です！

職場での熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が休業4日以上となっています。熱中症対策の詳細については⇒



○全国的に高年齢労働者が被災する割合が増加しています。

厚生労働省では、令和2年3月より「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表し、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組んでいただけるようお願いしています。

○エイジフレンドリーガイドラインの詳細は



STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、
約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイ カン吉



キャンペーン
実施要項

準備

キャンペーン期間

4月

5月

6月

7月

8月

9月

重点取組

準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/> 暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/> 設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/> 服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.2)

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP
1

暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を隨時把握
- 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省
熱中症予防情報
サイト

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
<input type="checkbox"/> 服装	準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
<input type="checkbox"/> プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の労働者の健康状態の確認	巡回を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
<input type="checkbox"/> 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中止等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- **体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請**